

臨時福祉給付金（経済対策分） を支給します



支給対象となる可能性がある人には、4月中旬に薄い青緑色の封筒で申請用紙などを送付します。

支給額 1人につき1万5000円

支給対象者 平成28年1月1日時点で桐生市の住民基本台帳に記載されている人で、平成28年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない人。

ただし、平成28年度市町村民税が課税されている人の扶養親族などに該当する人や生活保護を受給している人は対象外です。

申請書提出方法 4月18日（火）から7月31日（月）まで（当日消印有効）に、申請用紙に必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送していただくか、直接、市役所1階の長寿支援課又は新里・黒保根支所に提出してください。

なお、窓口は大変混雑することが予想されますので、なるべく郵送を御利用ください。

支給の決定 申請者が支給要件に該当するか審査し、その結果を支給決定通知又は、非該当通知としてお送りします。

支給が決定した人には6月以降、順次支給する予定です。

支給の方法 原則として金融機関への振り込みになります。

問い合わせは、4月3日（月）までは長寿支援課長寿支援係（☎内線557）、4月4日（火）からは臨時福祉給付金専用ダイヤル（☎225025）へ。

短期集中介護予防サービス

桐生市通所型サービスC事業で介護予防

介護が必要な状態にならないように、保健・医療の専門職による生活機能の改善・維持を目的とした短期集中介護予防サービスです。

実施期間 = 5月～7月コース、9月～11月コース、平成30年1月～3月コース

対象 = 要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者（基本チェックリストは、長寿支援課、各支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。）

複合型プログラム（運動・栄養・口腔）

事業所名	場所	住所	プログラム
医療法人山育会 日新病院	日新病院	菱町三丁目	理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などにより、運動・栄養・口腔についてのお話や実習を行います。1コース12回、各回募集人数20人、送迎あり。（送迎範囲については要相談） 新里総合センターでは9月～11月、1月～3月の2コースのみ実施し、地域包括支援センター神明では5月～7月の1コースのみの実施となります。
社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会	川内長寿センター	川内町五丁目	
医療法人社団にいさと会 介護老人保健施設さくら苑	新里総合センター	新里町武井	
社会福祉法人希望の家 デイサービスのぞみの苑	特別養護老人ホームのぞみの苑	相生町五丁目	
医療法人社団三思会 介護老人保健施設クラフトーホー	地域包括支援センター神明	広沢町二丁目	

※日常生活圏域順

運動器の機能向上プログラム（膝・腰などの筋力向上）

事業所名	場所	住所	プログラム
桐生・みどり市柔道整復師会	青年の家 (5月～、9月～)	仲町一丁目	機能訓練指導員認定柔道整復師などにより、ストレッチ体操や筋力向上のための運動を行います。1コース10回、各回募集人数20人、送迎要相談。
	広沢老人憩の家 (1月～)	広沢町六丁目	

平成30年4月1日採用 桐生市職員採用試験



上級土木・上級建築

試験期日 5月14日(日)

所3階の人事課へ。郵送の場合は、4月26日(水)必着とします。

試験会場 桐生市役所

試験内容 大学卒業程度の教

養試験、専門試験、適性検査

対象 昭和63年4月2日から

平成8年4月1日までに生ま

れた人

採用予定人数

▼上級土木 5人程度

▼上級建築 若干人

申し込み 4月7日(金)か

ら26日(水)まで(土・日曜

日を除く)の午前8時30分

から午後5時15分までに、市役

試験案内と申込用紙は、市役所1階の総合案内所、新里・黒保根支所のほか、市ホームページに有ります。

その他 第1次試験合格者に対する第2次試験は6月上旬、第2次試験合格者に対する第3次試験は6月下旬予定です。

なお、例年7月に実施している上級行政などの採用試験については、広報きりゅう6月号でお知らせする予定です。

問い合わせは、人事課人事担当(☎内線542)へ。

特定疾患患者見舞金などの制度が変わります

桐生市特定疾患患者見舞金、桐生市人工肛門及び人工膀胱受術者見舞金は、該当する間、年2回で支給していましたが、平成29年度から生涯に1回のみ2万円を支給する制度に変更します。

現在、受給している人には、新制度での見舞金を平成29年度中に支給し、平成30年度以降の支給はありません。なお、制度変更にあたって新たな申請は必要ありません。また、新制度での見舞金を支給する前に、振込日などをはがきでお知らせします。

新たに対象になった人は、申請が必要です。

対象 = 人工肛門・人工膀胱受術者、県の特定疾患医療・小児慢性特定疾患、慢性腎疾患(人工透析)、筋ジストロフィー、血友病で治療を受けている人

問い合わせは、福祉課社会福祉係(☎内線271)へ。

4月1日から「手話言語条例」が施行になりました

手話とは、音声言語である日本語と異なる独自の語彙や文法体系を持ち、手や指、体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語で、手話を使う聴覚障害者にとっては大切なコミュニケーション手段です。

手話とは、音声言語である日本語と異なる独自の語彙や文法体系を持ち、手や指、体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語で、手話を使う聴覚障害者にとっては大切なコミュニケーション手段です。

条例では手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進を図り、手話を使いやすい環境にするための施策を推進します。市民の皆さま

条例では手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進を図り、手話を使いやすい環境にするための施策を推進します。市民の皆さま



「手話」を表現しているキノピー

平成29年度 手話講習会入門・基礎課程

期日 4月19日から平成30年3月14日までの毎週水曜日(5月3日、平成30年1月3日は除く) ※開講期間中に、期日以外で体験学習を予定しています。

時間 午後7時～9時

場所 総合福祉センター(新宿三丁目)

対象 聴覚障害者への理解を深めたい人

募集人数 40人

費用 3240円(DVD付きテキスト代)

申し込み 4月12日(水)午後7時から総合福祉センターで行う説明会で申し込みの受け付けを行います。なお、説明会への参加申し込みは不要です。

問い合わせは、総合福祉センター(☎430183)へ。